

議案第 2 1 号

関市立図書館条例の一部改正について

関市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

図書館の分館及び分室に係る休館日を改めるため、この条例を定めようとする。

関市立図書館条例の一部を改正する条例

関市立図書館条例（平成10年関市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「は、関市立図書館洞戸分室（以下この項において「洞戸分室」という。）に限る」を「を除く」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 分館及び分室に限り、休日の翌日（当該休日の翌日が土曜日、日曜日又は休日である場合を除く。）

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。